

令和7年5月7日  
奈良県建築安全課

### 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制の開始について

奈良県では、令和7年5月7日より、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づく規制を開始しました。

同日以降、宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域内において、一定規模以上の盛土などをする場合に許可や届出が必要になります。

また、同日時点で宅地造成等（宅地造成、特定盛土等、土石の堆積）に関する工事が既に着手されている場合、規制開始から21日以内に、届出が必要です。※

その他、規制区域や規制内容の詳細については以下HPに掲載しておりますので、ご確認ください。

※○旧宅地造成等規制法の許可を受けた工事については、令和7年5月7日時点で工事を実施中であっても、届出は不要となります。

○都市計画法に基づく開発許可を受けた工事については、令和7年5月7日時点で工事を実施中の場合、旧宅地造成工事規制区域内であれば届出は不要、区域外であれば必要となります。

#### 1. 奈良県の盛土規制法に基づく規制区域について

○以下のホームページからご確認ください。

<https://www.pref.nara.jp/67458.htm>

右のQRコードからもアクセスいただけます。→

○**奈良市域については奈良市管轄区域**となります。



#### 2. 奈良県の盛土規制法に基づく規制内容について

○以下のホームページからご確認ください。

<https://www.pref.nara.jp/63548.htm>

右のQRコードからもアクセスいただけます。→



#### 3. 許可・届出に関する問い合わせ先について

○上記「2. 奈良県の盛土規制法に基づく規制内容について」のホームページ内、「8. 所管窓口」をご確認のうえ、お問い合わせください。